

やまぐち林産・建築連携推進事業実施要領

令和7年6月13日

(趣旨)

第1 県産木材の自給率向上による需要拡大に取り組むため、木材・木製品製造業者及び建築関係者等の連携による「県産木材の利用促進」に向けた先導的な取組を行うグループに対し、この要領の定めるところにより、予算の範囲内で支援を行う。

(定義)

第2 この要領において、各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 県産木材

山口県の森林から関係法令に適合して産出された木材を、山口県内の製材工場で加工された木材をいう。

(2) グループ

県産木材の利用促進に取り組むグループのうち、第3の規定による承認を受けたグループをいう。

(グループの承認)

第3 県産木材の利用促進に取り組むグループの構成員を代表する者は、グループ承認申請書及び全体計画書（別記第1号様式）をやまぐちの農林水産物需要拡大協議会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

2 会長は、前項の規定による提出のあったグループ承認申請書が別紙1に掲げる基準に適合し、かつ、全体計画書の内容が適当であると認めるときは、これを承認し、グループの代表に通知するものとする。

3 前項の承認の有効期間は、令和10年3月31日とする。

(グループの変更)

第4 第3で承認を受けたグループの名称、代表者、代表者の住所、構成員を変更する場合は、あらかじめ第3に準じてグループ変更承認申請書を提出し、会長の承認を受けなければならない。

(グループの廃止)

第5 第3で承認を受けたグループを廃止する場合、別記第2号様式により、グループ廃止届を会長に提出するものとする。

(支援の内容等)

第6 本事業で支援するグループ、支援対象経費は別表1に定めるとおりとする。

2 支援対象経費は、別表1により支出するものとする。

(実施計画書の作成)

第7 グループは、全体計画に即した実施計画書（別記第3号様式）を毎年度作成し、会長が別に定める期日までに会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の規定により提出のあった実施計画書が適当であると認めるときは、予算の範囲内で承認するものとする。

(遂行状況報告)

第8 グループは、四半期(第4四半期を除く。)の末日現在における事業の遂行状況について、別記第4号様式による報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月10日までに会長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9 グループは、承認を受けた日から第3の3に定めるグループの承認の有効期間の末日までの間は、当該年度の実績報告書（別記第5号様式）を当該年度の3月20日までに会長に提出するものとする。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年度分事業から適用する。

別紙1 グループ承認基準

1 グループは、次の各号全てに適合しなければならない。

(1) 県産木材の利用促進に取り組み、県産木材の取扱量が増加する計画を有すること。

なお、県産木材の増加量は、以下のア、イのとおりとするが、これによりがたい場合には、その理由により別途会長が判断するものとする。

ア グループを構成する建築関係者の過去の県産木材使用実績（過去3年平均）を、1割上回ること。

イ 県産木材使用実績が無い者にあつては、木材使用量のうち1割を県産木材に置き換えること。

(2) グループは、以下のア～ウに掲げる者により構成すること。

ただし、原則として以下のア(ア)及びイ(ア)それぞれ1者以上で構成すること。

ア 木材・木製品製造事業者

(ア) 製材及び集成材製造を行う事業者

(イ) プレカット加工業者

(ウ) 木材製品集出荷販売業者（木材卸売、小売等）

(エ) その他木材・木製品製造事業者

イ 建築関係者

(ア) 施工業者

(イ) 設計業者

ウ その他素材生産業者など事業実施に必要な事業者

(3) 構成員は、上記代表者が定められており、構成員の県産木材の需給に係る役割分担が明確であること。

(4) グループの構成員は、県内に主たる事業所を有する事業者の割合が3分の2以上であること。

(5) 原則3年間、全体計画に即した活動をすること。

また、事業終了後においても、取組を継続する意思を有すること。

(6) 代表者について、既に承認を受けたグループの代表者と重複がないこと。

2 グループは、別表1の(1)(2)は、必須で取り組むこと。

なお、別表1の(3)(4)の取組は任意とする。

別表 1

主 体	区 分	対象経費	支出方法
グループ	(1) 需給情報の共有に係る取組 ① グループ内での需給情報の共有 ・需要に関する情報を共有（住宅の受注情報など） ・供給に関する情報を共有（乾燥状況など各工程の木材量など） ② グループ内での情報共有が円滑となるデジタルツールの導入試行	外部講師報償費及び旅費、会場借料、デジタルツール等の試行に係る経費（レンタル代、リース代等）、その他必要と認められる経費	各グループからの請求に基づき、会長が講師等へ直接支払い
	(2) 課題解決に向けた研修会の開催 ① 川中と川下が需要情報の共有を行うために必要な研修会の開催 ② 製材業者の連携及び品質管理に関する研修会の開催 ③ その他課題解決に向けた研修会	外部講師報償費及び旅費、会場借料、デジタルツール等の試用に係る経費（レンタル代、リース代等）、その他必要と認められる経費	各グループからの請求に基づき、会長が講師等へ直接支払い
	(3) 製材品の協働出荷及び供給情報の見える化 ① 中小製材所と大規模製材所が協働して出荷する製材品について、木材量(m ³)に関する情報を川下と共有 ② 上記の協働出荷及び情報共有に取り組む製材業者への補助	人工乾燥施設非所有工場が一次製材した粗材を、人工乾燥施設所有工場が二次加工する協働出荷の試行及び情報共有に要する経費 補助金：18 千円/m ³	各グループからの請求に基づき、会長が製材業者へ直接支払い ※詳細は、別添「製材協業化支援事業交付要綱・実施要領」のとおり
	(4) その他県産木材の自給率向上に関すること	必要と認められる経費	各グループからの請求に基づき、会長が講師等へ直接支払い

※対象経費については、国や県の事業と重複がないこと。

備品購入費（パソコンやプリンター等）及び食糧費、グループ構成員の人件費及び旅費は対象外とする。